

市有地（旧公設地方卸売市場跡地） 条件付売却募集要項

令和8年1月

加　古　川　市

目 次

1	売却物件.....	1
2	募集条件等.....	2
3	開発条件等.....	3
4	売却方法.....	6
5	申し込み者の参加資格.....	6
6	申し込み上の注意事項.....	6
7	現地見学会.....	7
8	質問書の受付及び回答.....	7
9	参加の申し込み方法等.....	7
10	入札日時及び場所.....	8
11	落札者の決定方法及び注意事項.....	9
12	契約の締結と売買代金等の支払方法.....	10
13	所有権移転登記.....	11
14	物件の引き渡し.....	11
15	その他.....	11

図面集（別添）

- (参考資料1) 購入に関するQ&A
- (参考資料2) 土地調書
- (参考資料3) 地方自治法施行令等（抜粋）
- (参考資料4) 土地売買契約書（案）
- (参考資料5) 売却の流れ
- (別添資料1) 質問書
- (別添資料2) 市有地売却申込書（入札参加申込書）
- (別添資料3) 加古川市市税確認承諾書
- (別添資料4) 代表者選任届
- (別添資料5) 委任状
- (別添資料6) 誓約書
- (別添資料7) 現地見学会参加申込書

1 売却物件

物件概要		地目	地積（実測）	最低売却価格
所在地				
野口町長砂字金吉707-4		宅地	16,130.46 m ²	2,416,988,000円
野口町長砂字トンデ 774-5		宅地	17,483.21 m ²	
野口町長砂字白塚794-2		宅地	5,781.69 m ²	
野口町長砂字種塚902-3		宅地	1,441.10 m ²	
野口町長砂字種塚902-4		宅地	1,180.24 m ²	
合 計			42,016.70 m ²	

- ※ 本物件は、産業用地としての利活用を目的とした条件付市有地売却です。
入札に参加する場合は、募集条件や開発条件等を十分に了知のうえ、入札に参加してください。
募集にかかる諸条件については「2 募集条件等」を、開発にかかる諸条件については「3 開発条件等」をご参照ください。
- ※ 最低売却価格は、土地の更地評価額から条件として付している開発行為等（市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線・指定水路等の整備工事）にかかる整備費相当額を控除して算定しています。
なお、図面集は参考図であり、既存構造物の不可視部等に実施数量の変更が生じた場合であっても、買受人の負担により対応するものとします。
- ※ 物件の詳細については土地調書（参考資料2）をご覧ください。

2 募集条件等

土地利用等についての条件は、以下のとおりです。

(1) 基本方針

買受人は、以下の基本方針に基づく土地利用を実現してください。

- ①周辺の住環境に配慮した新たな産業拠点の創出
- ②市全域に波及的な相乗効果を生み出す施設
- ③地域貢献、地域雇用、地域活性化、まちづくりへの寄与
- ④大規模な土地を有効活用した施設

(2) 建築物等に関する事項

①買受人は、次に掲げる建築物以外の建築物は建築できません。

(ア) 事務所

(イ) 工場

ただし、次に掲げる事業を営む工場を除く。

(a) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの

(b) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの

(ウ) 倉庫

(エ) 倉庫業を営む倉庫

(オ) 寄宿舎

ただし、区域内に事業所を有する企業等が建設する福利厚生目的のものに限る。

(カ) 店舗、飲食店

ただし、区域内の工場で製造される物品の販売を主たる目的とする床面積の合計が150m²以下のものに限る。

(キ) (ア)～(カ)に附属するもの

②壁面の位置の制限については、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じて、定める数値以上としてください。

(ア) 参考図(図面集)の指定境界(A)に面する部分 5m

(イ) 参考図(図面集)の指定境界(A)以外に面する部分 2m

③建築物等の高さの最高限度は、20mとしてください。

④建築物の敷地面積の最低限度は、1,000m²としてください。

⑤建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限は、次に定めるとおりとしてください。

- (ア) 建築物の屋根、外壁の形態、色彩及び意匠は周辺と調和した落ち着きのあるものとしてください。
 - (イ) 屋外広告物は、位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺の景観と調和し、構造上安全なものとしてください。
- ⑥垣又はさくの構造の制限は、参考図（図面集）の指定境界（A）に面する部分には、生垣又は緑化フェンスを設けるとともに、樹木による幅1m以上の植栽帯を設けてください。

※上記の内容をもとに、地区計画の策定を予定しています。

3 開発条件等

(1) 買受人が行う本物件の開発においては、以下の各項目に配慮した計画を行ってください。

①施設計画

- (ア) 加古川市の総合計画及び都市計画マスタープランに記されている都市像に合致するものとなるよう留意してください。
- (イ) 近隣住宅地の住民等の生活環境に問題（騒音・臭気・防犯・交通渋滞・稼働時間等）が出ないよう配慮した計画としてください。
- (ウ) 防災性や防犯性の向上に配慮した計画としてください。
- (エ) 周辺環境と調和した景観形成に向けた計画としてください。
- (オ) 環境保全の観点から省エネルギー、省資源化などが考慮された計画としてください。

②交通計画

- (ア) 歩行者動線と車両動線の錯綜に留意し、安全な動線を計画してください。
- (イ) 現状の道路状況等を考慮し、交通渋滞を発生させない適切な交通対策を計画してください。
- (ウ) 施設に応じた自動車・自転車の収容台数の確保を行い、適切な配置となるよう計画してください。
- (エ) 市道長砂110号線と接道する県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）から、本物件への進入・退出は、周辺交通への影響を考慮し、県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）の整備状況に関わらず常に左折IN・左折OUTとしてください。

(2) 買受人は、条件として付している以下の開発行為等を買受人の負担において行ってください。

なお、図面集は参考図であり、既存構造物の不可視部等に実施数量の変更が生じた場

合であっても、買受人の負担により対応するものとします。

①道路整備

市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線については、図面集を参考に施設計画に必要な道路を計画し、加古川市と協議したうえで整備を実施してください。

なお、開発協議にあたっては、公安委員会との協議もあわせて実施してください。

(ア) 本物件内に道路を新設する場合は、別途、加古川市と協議したうえで実施してください。

(イ) 市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線は、図面集を参考に、本物件周囲の指定水路等の内、市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線と接する水路を含め、一部拡幅を含み、整備を実施してください。

※市道長砂 110 号線と接道する県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）の整備状況等については以下のとおりです。

- ・完成形は 4 車線となり、交差部には中央分離帯が設置される可能性があります。

- ・市道長砂 110 号線と接道する県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）から、本物件への進入・退出は、周辺交通への影響を考慮し、県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）の整備状況に関わらず常に左折 IN・左折 OUT としてください。

- ・その他、県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）の整備状況については、兵庫県加古川土木事務所道路第 1 課にお問い合わせください。

②水路整備

本物件周囲の指定水路等については、図面集を参考に整備を実施してください。

(ア) 本物件周囲の指定水路等の擁壁は、擁壁の一部が売却用地内に入っている（地中）ため、買受人の負担において、すべて解体撤去のうえ買受人の提案による改修を行ってください。

(イ) 本物件周囲の指定水路等の整備は、図面集を参考に買受人で測量等を実施し、買受人が想定する整備内容を加古川市と協議したうえで実施してください。

(ウ) 市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線は、図面集を参考に、本物件周囲の指定水路等の内、市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線と接する水路を含め、一部拡幅を含み、整備を実施してください。

(エ) 本物件周囲の指定水路等の整備に伴うゴミステーションの撤去及び復旧については、加古川市と協議したうえで実施してください。

(オ) 1 号水路と 3 号水路については、幅 75cm 以上の水路管理用地を確保し、分筆後、加古川市に帰属してください。

- (カ) 2号水路については、幅5m（一部2m）以上の水路管理用地を確保し、分筆後、加古川市に帰属してください。
※図面集を参考にしてください。
- (キ) 水路管理用地については、土間コンクリート（基礎碎石厚さ15cm以上、コンクリート厚さ10cm以上）の整備を実施してください。
- (ク) 本物件周囲の指定水路等の整備にあたっては、既存水道管の有無や位置について、事前に確認を行ったうえで、支障が生じないよう十分に留意して実施してください。
なお、既存水道管が支障となった場合は、加古川市上下水道局と協議したうえで、必要な費用についてはすべて買受人の負担とします。

③その他

- (ア) 本物件は、買受人決定後に地区計画の策定を予定していますので、募集条件等に準じた土地利用を行ってください。
- (イ) 買受人は、契約締結の日から起算して1年以内に加古川市開発事業の調整等に関する条例に基づく開発事前届を提出してください。
ただし、やむを得ない事情があると加古川市が認めた場合は、その期間を延長する場合があります。
- (ウ) 買受人は、都市計画法、建築基準法等の各種関係法令及び加古川市開発事業の調整等に関する条例等を遵守するとともに、事前に関係機関と十分調整してください。
- (エ) 最低売却価格は、土地の更地評価額から条件として付している開発行為等（市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線・指定水路等の整備工事）にかかる整備費相当額を控除して算定していますので留意してください。
- (オ) 道路、水路整備等の工事を実施する際は、事前に必ず近隣住宅地の住民等に工事内容等の説明を行ってください。
- (カ) 建築物を建築する際に地盤改良工事が必要になった場合の費用等は買受人の負担において行ってください。
- (キ) 本物件に電気・ガス・上下水道の引込工事等が必要な場合は、関係機関と協議したうえで、買受人の負担において行ってください。
- (ク) 本物件の開発行為等に伴い、周辺の公共物（舗装、側溝、上下水道管等）等を破損又は損傷させた場合は、買受人の負担において復旧してください。
- (ケ) 本物件周囲の指定水路等の整備を実施する際、既存水道管等が支障となる場合、関係機関と協議したうえで、買受人の負担において防護措置や支障移転等を行ってください。
- (コ) 令和4年度に埋蔵文化財に関する試掘調査を実施した結果、遺構は検出されず、遺物も出土しませんでした。
- (サ) 令和4年度に土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施した結果、解体工事における同法第4条第1項の届出において調査命令は発出されませ

んでした。建設工事等において同法第4条第1項の届出を行う場合は、改めて審査が行われますのでその審査結果に従い対応してください。なお、過去の審査結果はその後の審査結果を保証するものではありませんのでご留意ください。

- (シ) 本物件の開発行為等に伴う電柱の移設については、関西電力送配電（株）と調整してください。

4 売却方法

一般競争入札方式で、参加者が購入しようとする物件の金額を入札書に記入し、加古川市が設定した最低売却価格以上で、最高の金額で入札した者を落札者として契約の締結を行います。

5 申し込み者の参加資格

以下のすべての事項に該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）に規定する資格制限に該当しない者
(2) 加古川市市税の滞納がない者（令和8年4月20日（月）時点）

6 申し込み上の注意事項

- (1) 参考資料4の土地売買契約書（案）の各条項を熟読のうえ、別添資料2の市有地売却申込書（入札参加申込書）に必要事項を正確に記入及び押印し、所定の添付書類を添えて加古川市管財課（市役所本館5階）に、持参もしくは、郵送してください。（令和8年5月15日（金）午後5時15分必着）
(2) 落札者の決定後、申込書に記載している申込者、共同買受人と異なる名義での契約及び登記はできません。
(3) 土地利用及び建築する場合、公法上の規制等を十分確認したうえ、必要な手続きを行ってください。また、買受人の責任により近隣住宅地の住民等への説明及び調整を行い、近隣住環境との調和を考慮してください。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体がその活動などに類する用途や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途など、公序良俗に反する使用は認められません。
(5) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）に基づき、契約締結の際には、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を契約書とあわせて提出していただきます。誓約書を提出いただけない場合は契約締結できません。

せん。

- (6) 同じ物件に対して、同一人、同一世帯人、同一法人が重複して申し込むことはできません。その場合は全ての申し込みを無効扱いとします。
- (7) 落札決定後、土地売買仮契約を締結し、加古川市議会での議決後に正式に契約成立となります。なお、加古川市議会の議決が得られないときは、仮契約は無効となります。この場合、加古川市は損害賠償等の責任は負いません。

7 現地見学会

- (1) 申し込み期日 令和8年1月16日（金）午後5時まで
- (2) 実施日時 令和8年1月27日（火）、28日（水）、29日（木）
午前10時から午後3時45分まで（午前11時45分～午後1時まで
を除く。）
- (3) 見学時間 各45分間
- (4) 申し込み方法
別添資料7の現地見学会参加申込書に必要事項を記入のうえ、加古川市管財課へ
e-mail (kanzai@city.kakogawa.lg.jp) の方法により提出してください。
※件名の冒頭に【市場跡地売却に係る現地見学参加申込】とご入力ください。
【提出書類等】
・別添資料7 現地見学会参加申込書
- (5) その他
①現地見学時の質問には対応しませんのでご注意ください。
②実施日時は申込者に別途連絡します。
③希望日時が重複する場合は調整させていただきます。

8 質問書の受付及び回答

質問は、別添資料1の質問書に内容を記入のうえ、加古川市管財課へ e-mail
(kanzai@city.kakogawa.lg.jp) の方法により提出してください。
※件名の冒頭に【市場跡地売却に係る質問】とご入力ください。

- (1) 受付期間 令和8年1月29日（木）から令和8年2月24日（火）まで
- (2) 回答方法 令和8年3月25日（水）に回答を加古川市ホームページに掲載します。
※質問の内容は、本物件に関するものとしてください。また、質問受付期間外の質問につ
いては、回答いたしかねますので、ご注意ください。それ以外のものや単なる意見表明
と解されるものには回答しません。

9 参加の申し込み方法等

- (1) 申し込み期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月15日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までの間、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

(2) 申し込み場所

加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川市管財課（市役所本館 5階）

(3) 申し込み方法

別添資料2の市有地売却申込書（入札参加申込書）に必要事項を記入し、以下の資料を添付のうえ、加古川市管財課へ提出してください。また、郵送でも受付しますが、申し込み期間中に、加古川市役所に到着したもの有効とします。

（令和8年5月15日（金）午後5時15分必着）

なお、申込書には、記入漏れがないようにしてください。

【提出書類等】

- ①別添資料2 市有地売却申込書（入札参加申込書）
- ②住所、氏名を記載し110円切手を貼付した封筒（A4用紙の3つ折りか4つ折りが入る大きさ）（審査結果通知書等の送付に使用します。）

③添付資料

- ・住民票抄本（発行日より3ヶ月以内のもの。法人の場合は、登記事項証明書）
- ・別添資料3（加古川市市税確認承諾書）

※他市町居住の方も加古川市市税確認承諾書は必要です。

- ・別添資料4（代表者選任届（共有で購入する場合））

※共有で申し込む場合は、住民票抄本（法人の場合は、登記事項証明書）及び加古川市市税確認承諾書（他市町居住の方も必要）は共有者全員の分が必要です。

※添付書類及び入札書には、申込書と同じ印鑑を押印してください。

※代理人が入札する場合は、入札当日に委任状が必要です。

- ・別添資料5（委任状）
- ・別添資料6（誓約書）

(4) 申し込み者の審査

上記の提出書類により申し込み者の審査を行い、その結果は「審査結果通知書」を送付してお知らせします。審査結果通知は令和8年5月26日（火）発送予定です。

10 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月30日（火）午後3時
- (2) 場 所 加古川市役所 新館9階 191会議室

11 落札者の決定方法及び注意事項

(1) 入札保証金

①金額

120,850,000 円

②入金方法

審査結果通知書と一緒に納付書を送付いたしますので、入札開始（令和8年6月30日（火）午後3時）までに納付してください。

③入金の確認方法

確認するまでに数日かかる場合がありますので、納付されたら領収書を加古川市管財課（市役所本館5階）までご持参いただか、以下のいずれかの方法により送付ください。

- FAX : 079 - 427 - 2510
- e-mail : kanzai@city.kakogawa.lg.jp

④入札保証金の取扱い

- 落札者を除き開札後還付しますが、利子は付しません。
- 還付については、概ね1ヶ月以内に申し込み時にご記入いただいた口座へ振込により行います。
- 落札者が契約締結しないときは、入札保証金は加古川市に帰属します。
- 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

(2) 入札方法等

①入札者は、開発条件、契約条項、土地調書等を熟知のうえ入札してください。

②入札書は、審査結果通知書と一緒に送付しますので、これを封書にし、封皮には「入札書」と表記のうえ、氏名又は法人名を記載してください。

③入札書は、入札参加者又はその代理人が、入札箱に直接投函してください。

なお、郵便、電報及びファクシミリ等による入札は認めません。

④代理人が入札する場合にあっては、必ず委任状を提出してください。

⑤入札者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札者の代理をすることはできません。

⑥入札書を入札箱に投函した後においては、入札書の書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(3) 無効とする入札

①入札に参加する資格を有しない者の行った入札

②虚偽の申請により資格を得た者の行った入札

③委任状を持参しない代理人の行った入札

④入札参加者（代理人を含む。）の記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）、押印のないもの及び記名の判然としない入札書をもって行った入札

⑤入札金額の不明確なもの及び入札金額を訂正した入札書をもって行った入札

⑥誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ⑦連合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- ⑧入札参加者又は代理人が同一事項の入札において2通以上の入札書をもって行った入札又はこれらの者が更に他の者を代理して行った入札
- ⑨入札保証金が納付されていない入札
- ⑩その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

(5) 入札の中止等

- ①入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。
- ②天災地変等の止むを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することができます。

(6) 落札者の決定

- ①入札参加者の内、入札金額が最低売却価格以上で、最高の入札金額で入札した者を落札者に決定します。
- ②落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定します。
- ③申込者が1者の時でも入札は行い、最低売却価格以上の入札金額であれば、落札者に決定します。

12 契約の締結と売買代金等の支払方法

(1) 仮契約締結日

- ・落札の日から30日以内に仮契約を締結すること。（令和8年7月29日（水）までに締結）
- ・落札決定後、仮契約を締結し、加古川市議会での議決後に正式に契約となります。

(2) 契約保証金

- ・仮契約締結までに、契約保証金として売買代金の10パーセントを納付してください。（実際には入札保証金と売買代金の10パーセントとの差額です。入札保証金が契約保証金の額を上回る場合、差額については還付せず売買代金の残金に充当します。）

(3) 売買代金の残金

- ・契約の日から30日以内に納付すること。
※加古川市議会の議決を得た後、正式に契約となります。
※土地売買契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。
※契約条項が履行されないときは、契約保証金は返還しません。
※加古川市が発行する納入通知書にて納めてください。
※土地売買契約書には実印で押印し、その際に印鑑証明書を提出してください。

13 所有権移転登記

- (1) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、国税用の納付書を契約締結時にお渡ししますので、売買代金を完納する際に併せてお支払い頂き領収証書を提出してください。
- (2) 売買代金が完納されたことを確認するため、納付の領収証書又は振込金受取書の写しを上記登録免許税の領収証書と併せて提出してください。その後加古川市において所有権移転登記手続きを行います。

※買受人（＝申込者）以外の方に所有権移転登記することはできません。

14 物件の引き渡し

所有権移転登記完了後、現状有姿で物件を引き渡します。令和8年7月末に既存建物の解体及び地下埋設物の撤去を完了予定としていますが、工期延伸の可能性がありますので、ご了承ください。

なお、工期延伸の場合は、加古川市のホームページにおいてお知らせします。

15 その他

その他詳細については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）によります。

●参考資料 1

購入に関するQ & A

Q 1 土地の代金以外に、どのような経費が必要ですか？

A 1 【登記前】

①売買契約書の収入印紙

契約金額により収入印紙の額（印紙税の額）が異なります。

(例)	10 億円を超えるもの	50 億円を超えるもの	320,000 円	480,000 円
-----	-------------	-------------	-----------	-----------

②登録免許税（国税）

固定資産税評価額×15／1000

令和 8 年 3 月 31 日以降に登録が完了した場合の税率は未定ですので、再度確認が必要となります。

【登記後】

①不動産取得税（県税）

固定資産税評価額×1／2×3／100

②固定資産税（市税）

課税標準額×1.4／100

③都市計画税（市税）※市街化区域の土地のみ課税となります。

課税標準額×0.3／100

Q 2 売買契約締結の後、転売等はできますか？

A 2 売買契約締結の日から 10 年間は、所有権の移転等を禁止とします。

ただし、譲渡を希望する場合は、事前に書面をもって申請し、加古川市の承認を得れば所有権の移転等は可能です。

Q 3 名義を共有にできますか？

A 3 共有は可能です。

その時は、共同買受人（名義人）を記載し全員の住民票及び加古川市市税確認承諾書（他市町居住者の方も必要です）を添付し、申込書と一緒に提出してください。
申込者と異なる名義での契約及び登記はできませんのでご注意ください。

Q 4 最低売却価格はどのように算出されたのですか？

A 4 土地価格は、①地価公示標準地価格、②地価調査基準地価格、③付近の取引事例等を参考にして算出しています。

最低売却価格は、土地の更地評価額から条件として付している開発行為等（市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線・指定水路等の工事）にかかる整備費相当額を控除して算定しています。

Q 5 「市税の滞納がない者」は、どのように確認されるのですか？

A 5 「加古川市市税確認承諾書」（別添資料 3 参照）を提出していただき、それをもって収税課に調査を依頼して確認します。他市町居住者の方も提出していただく必要があります。

Q 6 売買代金の納付は現金ですか？

A 6 はい。加古川市が発行する納入通知書にて納めていただきます。

また、振込による納付も可能です。振込を希望される場合は、申込時にその旨をご連絡ください。

Q 7 入札保証金はどのように納付すればいいのですか？

また、入札後はどのように取り扱われますか？

A 7 申込後に送付する審査結果通知書同封の納付書により納めていただきます。

また、振込による納付も可能です。振込を希望される場合は、申込時にその旨をご連絡ください。

落札者の方の入札保証金は、契約保証金に充当します。ただし、契約締結しない場合は、加古川市に帰属します（返金しません）。

落札者以外の方は概ね1ヶ月以内に申込時にお知らせいただいた口座へ振込みにより還付させていただきますが、利子はお付けしません。

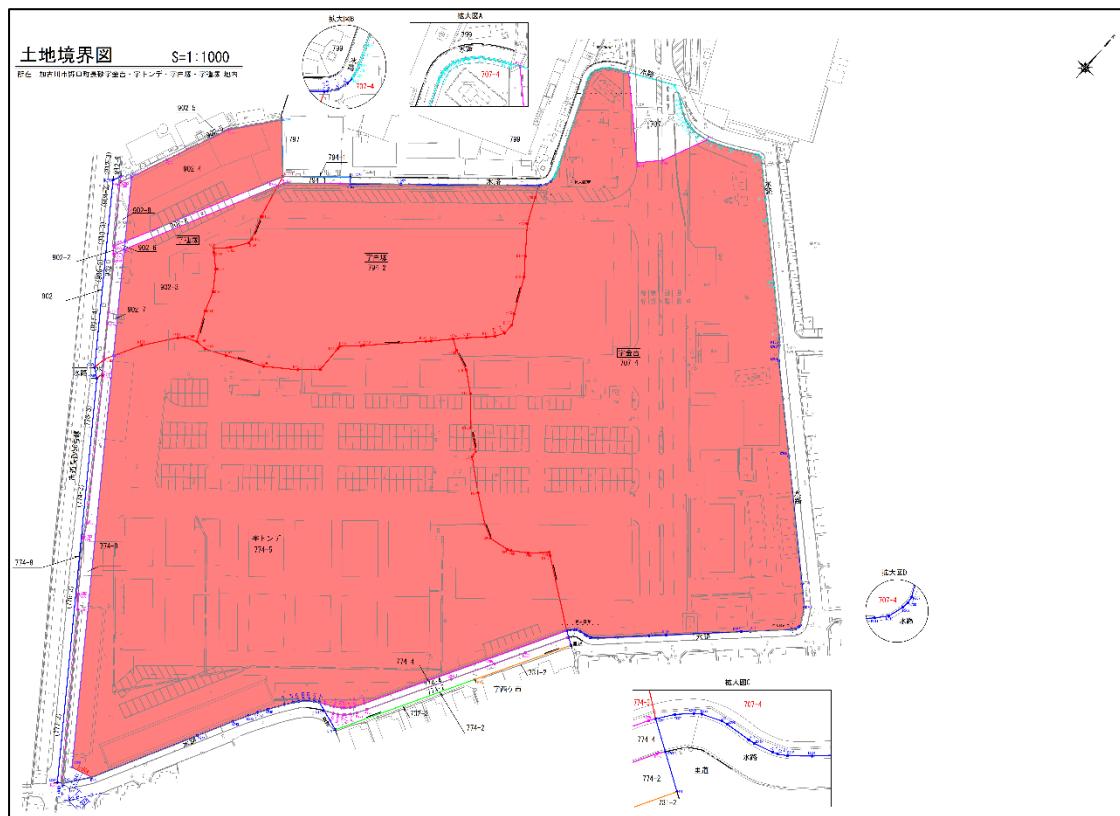
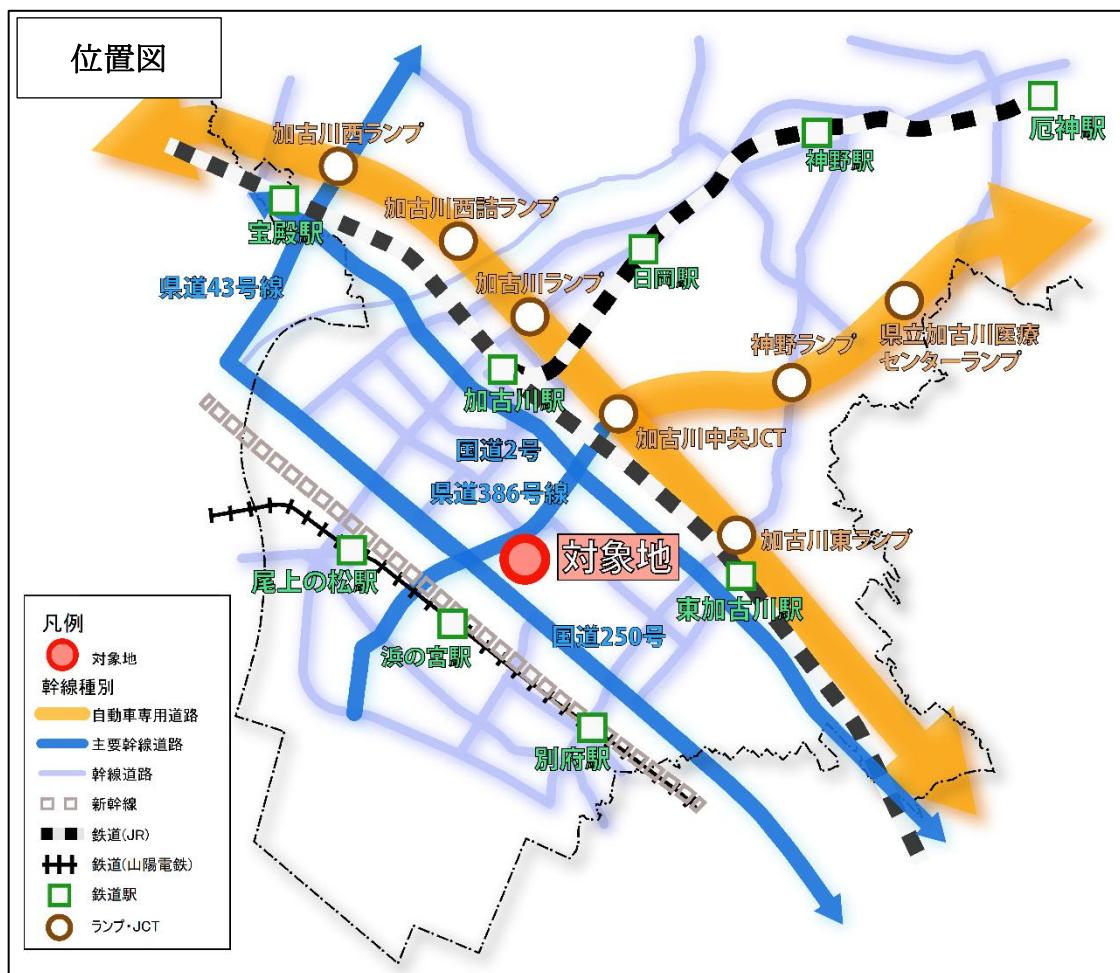
●参考資料2

土地調書

【加古川市有地】

最低売却価格	金 2,416,988,000 円		
売却地	所 在 地		地 目 地 積 (実測)
	1 野口町長砂字金吉707-4	宅地	16,130.46 m ²
	2 野口町長砂字トンデ 774-5	宅地	17,483.21 m ²
	3 野口町長砂字白塚794-2	宅地	5,781.69 m ²
	4 野口町長砂字種塚902-3	宅地	1,441.10 m ²
	5 野口町長砂字種塚902-4	宅地	1,180.24 m ²
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
			合計 42,016.70 m ²
所 有 者	加古川市		
用 途 地 域	市街化区域（準工業地域）		
建 ペ イ 率	60 パーセント	容 積 率	200 パーセント
その他の制限	建築基準法第22条区域／地区計画予定区域		
電 気	関西電力（株） 高圧：6,600V 特別高圧 22,000V ※受電については関西電力送配電（株）に要相談	ガス	プロパンガス ※都市ガスの場合は大阪ガス（株）に要相談
水 道	県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）にΦ150mm ※解体工事後における水道管の撤去予定図は図面集のとおり	下水道	県道野口尾上線（都市計画道路尾上小野線）にΦ500mm ※解体工事後における下水道管の撤去予定図は図面集のとおり

交通アクセス	<p>【高速道路】 加古川バイパス（加古川ランプまで約 15 分、加古川東ランプまで約 25 分）、東播磨道、山陽自動車道</p> <p>【主要道路】 国道 2 号、国道 250 号、県道 386 号（都市計画道路 尾上小野線）</p> <p>【鉄道】 JR 山陽本線加古川駅・東加古川駅まで約 3 km（加古川駅から大阪駅まで約 50 分）</p> <p>【空港】 神戸空港まで約 50km（約 60 分）</p> <p>【港湾】 神戸港まで約 45km（約 50 分）、姫路港まで約 24km（約 25 分）</p>
主な付近の 公共機関等	加古川市役所、野口公民館
その他	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度末までは加古川市公設地方卸売市場として土地利用がされていました。 地歴調査を令和 4 年度に実施しています。 令和 8 年 7 月末に既存建物の解体及び地下埋設物の撤去を完了予定としていますが、工期延伸の可能性がありますので、ご了承ください。 最低売却価格は、土地の更地評価額から条件として付している開発行為等（市道長砂 1 号線、市道長砂 56 号線及び市道長砂 110 号線・指定水路等の整備工事）にかかる整備費相当額を控除して算定しています。 2 号水路は、将来的に整備が必要な場合があるため、売却地の一部で掘削等の工事を行う場合がありますのでご了承ください。 売買契約（本契約）後に従前土地利用に関するトラブルについては、買受人の負担で対応してください。 売買契約（本契約）日から本物件の引き渡しの日までの間において、加古川市及び買受人の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は加古川市の負担とし、引き渡し後の場合にあっては買受人の負担とします。 買受人は、売買契約に定める義務を履行しないために加古川市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。



●参考資料3 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札の公告）

第167条の6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

加古川市財務規則（抜粋）

（入札参加者の資格）

第77条 契約担当者は、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、認めた日から3年間一般競争入札に参加させてはならない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

●参考資料4

(案) 土 地 売 買 契 約 書

売主 加古川市（以下「売渡人」という。）と買主 ●●（以下「買受人」という。）との間において、次のとおり土地売買契約を締結する。

なお、本契約は市議会の可決を得たのちに本契約書としての効力が生じるものとする。

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人、買受人両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	地 目	面 積
野口町長砂字金吉707-4	宅地	16,130.46 m ²
野口町長砂字トンデ774-5	宅地	17,483.21 m ²
野口町長砂字白塚794-2	宅地	5,781.69 m ²
野口町長砂字種塚902-3	宅地	1,441.10 m ²
野口町長砂字種塚902-4	宅地	1,180.24 m ²
合 計		42,016.70 m ²

(売買代金)

第3条 売買代金は、金●●円とする。

(所有権の移転及び売買物件引き渡し)

第4条 売買物件の所有権は、買受人が前条に定める売買代金の支払いを完了した時に、売渡人から買受人に移転するものとする。

- 前項の規定により所有権移転が完了し、かつ売渡人が施工する建物解体および地下埋設物の撤去工事が完了した後、速やかに売買物件を引き渡すものとする。
- 所有権移転完了から売買物件引渡しまでの期間について、買受人は売渡人に対して、前項の工事に伴う土地の使用等に関して何ら請求できないものとする。

(売買代金等の支払)

第5条 買受人は、この契約書が本契約書としての効力を生じた日から30日以内に第3条の売買代金を、売渡人に支払うものとする。

- 買受人は、売渡人の発行する納入通知書等により、一括して売渡人の指定する金融機関に納入しなければならない。
- 買受人が、前項に規定する納入期限までに売買代金を支払わないときは、売渡人は納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ年2.5%の割合で計算した延滞金を徴収することができるものとする。

(所有権移転登記)

第6条 売渡人は、売買物件の所有権が買受人に移転したのち、遅滞なく所有権移転の嘱託登記を行うものとする。

- 買受人は、前項の嘱託登記に必要な書類を売渡人に提出するものとする。
- 前2項に規定する嘱託登記に要する費用は、買受人の負担とするものとする。

(危険負担)

第7条 この契約締結後、天災地変その他売渡人及び買受人の責に帰さない理由により売買物件が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売買物件の引き渡し前の場合にあっては、売渡人の負担とし、引き渡し後の場合にあっては買受人の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 売渡人は、売買物件を現状有姿（ブロック塀・フェンス・擁壁等の構築物、敷地内配線、残材、植栽、並びに建物に付属する付帯諸設備等一切を含む）にて買受人に引渡すものであり、買受人は、売買物件について契約の内容に適合しないこと（面積の不足、土地の地耐力不足、不等沈下、地中埋設物、土壤汚染等一切を含む）を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除等何らの請求をすることはできないものとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて買受人が負担するものとする。

(用途制限)

第10条 買受人は、売買物件を次の用途に供してはならない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
 - 二 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
 - 三 第11条第2項を除く事業の用に供するもの
- 2 買受人は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、同項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 買受人は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- 4 買受人は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、第1項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 5 買受人は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。
- 6 売渡人は、第1項から前項までに規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(環境整備)

第11条 買受人は、売買物件について、次の各号に掲げる基本方針に基づいた土地利用を行わなければならない。

- 一 周辺の住環境に配慮した新たな産業拠点の創出
 - 二 市全域に波及的な相乗効果を生み出す施設
 - 三 地域貢献、地域雇用、地域活性化、まちづくりへの寄与
 - 四 大規模な土地を有効活用した施設
- 2 買受人は、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
- 一 事務所
 - 二 工場
- ただし、次の各号に掲げる事業を営む工場を除く。
- (a) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
 - (b) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- 三 倉庫
- 四 倉庫業を営む倉庫
- 五 寄宿舎
- ただし、区域内に事業所を有する企業等が建設する福利厚生目的のものに限る。
- 六 店舗、飲食店
- ただし、区域内の工場で製造される物品の販売を主たる目的とする床面積の合計が150m²以下のものに限る。
- 七 一から六に附属するもの

- 3 壁面の位置の制限については、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上とする。
- 一 参考図（図面集）の指定境界（A）に面する部分 5 m
 - 二 参考図（図面集）の指定境界（A）以外に面する部分 2 m
- 4 建築物等の高さの最高限度は、20mとする。
- 5 建築物の敷地面積の最低限度は、1,000 m²とする。
- 6 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 建築物の屋根、外壁の形態、色彩及び意匠は周辺と調和した落ち着きのあるものとする。
 - 二 屋外広告物は、位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周辺の景観と調和し、構造上安全なものとする。
- 7 垣又はさくの構造の制限は、参考図（図面集）の指定境界（A）に面する部分には、生垣又は緑化フェンスを設けるとともに、樹木による幅1m以上の植栽帯を設けなければならない。
- 8 買受人は、契約締結の日から起算して1年以内に加古川市開発事業の調整等に関する条例に基づく開発事前届出を提出しなければならない。
- ただし、やむを得ない事情があると売渡人が認めた場合は、その期間を延長するものとする。
- 9 買受人は、当該開発行為について都市計画法、建築基準法等の関係法令及び加古川市開発事業の調整等に関する条例等を遵守しなければならない。
- 10 買受人は、当該開発行為にかかるその他事項について、売渡人及び各種関係機関と協議し、その指示に従わなければならない。
- 11 前10項に要する一切の費用は、買受人の負担とする。

（道路整備に係る工事条件）

- 第12条 買受人は、市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線については、図面集を参考に施設計画に必要な道路を計画し、売渡人と協議したうえで整備を実施しなければならない。
- なお、開発協議にあたっては、公安委員会との協議もあわせて実施することとする。
- 2 買受人は、市道長砂1号線及び市道長砂110号線以外の売買物件内に道路を新設する場合、別途、売渡人と協議したうえで実施しなければならない。
- 3 市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線は、図面集を参考に、売買物件周囲の指定水路等の内、市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線と接する水路を含め、一部拡幅を含み、整備を実施しなければならない。
- 4 前3項に要する一切の費用は、買受人の負担とする。

（水路整備に係る工事条件）

- 第13条 買受人は、売買物件周囲の指定水路等について、図面集を参考に整備を実施しなければならない。
- 2 買受人は、売買物件周囲の指定水路等の擁壁の一部が売却用地内に入っている（地中）ため、買受人の負担において、すべて解体撤去のうえ買受人の提案による改修を行わなければならない。
- 3 買受人は、売買物件周囲の指定水路等の整備について、図面集を参考に買受人で測量等を実施し買受人が想定する整備内容を売渡人と協議したうえで実施しなければならない。
- 4 市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線は、図面集を参考に、売買物件周囲の指定水路等の内、市道長砂1号線、市道長砂56号線及び市道長砂110号線と接する水路を含め、一部拡幅を含み、整備を実施しなければならない。
- 5 買受人は、売買物件周囲の指定水路等の整備に伴うゴミステーションの撤去及び復旧について、売渡人と協議したうえで実施しなければならない。
- 6 1号水路と3号水路については、幅75cm以上の水路管理用地を確保し、分筆後、売渡人に帰属しなければならない。
- 7 2号水路については、幅5m（一部2m）以上の水路管理用地を確保し、分筆後、売渡人に帰属しなければならない。
- ※図面集を参考とすること。
- 8 水路管理用地については、土間コンクリート（基礎砕石厚さ15cm以上、コンクリート

厚さ10cm以上)を整備しなければならない。

- 9 売買物件周囲の指定水路等の整備にあたっては、既設水道管の有無や位置について、事前に確認を行ったうえで、支障が生じないよう十分に留意して施工しなければならない。なお、既設水道管が支障となった場合は、加古川市上下水道局と協議したうえで、必要な費用についてはすべて買受人の負担とする。

- 10 前9項に要する一切の費用は、買受人の負担とする。

(その他の工事条件)

第14条 売買物件は、買受人決定後に地区計画の策定を予定しているため、規制内容に準じた土地利用を行わなければならない。

- 2 買受人は、道路、水路整備等の工事を実施する際は、事前に必ず近隣住宅地の住民等に工事内容等の説明を行わなければならない。
- 3 買受人は、建築物を建築する際に地盤改良工事が必要になった場合、買受人の負担において行わなければならない。
- 4 買受人は、売買物件に電気・ガス・上下水道の引込工事等が必要な場合、関係機関と協議のうえ、買受人の負担で行わなければならない。
- 5 買受人は、売買物件の建設工事等に伴い、周辺の公共物(舗装、側溝、上下水道管等)等を破損又は損傷させた場合、買受人の負担で復旧しなければならない。
- 6 買受人は、売買物件周囲の指定水路等の整備を実施する際、既存水道管等が支障となる場合、関係機関と協議したうえで、買受人の負担で防護措置や支障移転等を行わなければならない。
- 7 買受人は、建設工事等において土壤汚染対策法第4条第1項の届出を行う場合、その審査結果に従い対応しなければならない。なお、過去の審査結果はその後の審査結果を保証するものではない。
- 8 買受人は、売買物件の開発行為等に伴う電柱の移設については、関西電力送配電(株)と調整しなければならない。
- 9 前8項に要する一切の費用は、買受人の負担とする。

(買戻しの特約)

第15条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売渡人が受領した本売買代金を買受人に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合には、売渡人は、本売買契約に関して買受人が要した費用及び売買物件に関して買受人が支出した必要費、有益費等、買受人の負担した一切の費用を償還することを要しない。

- 一 第10条、第11条、第12条、第13条、第14条の規定に違反したとき。
- 二 虚偽の報告又は申告その他の不正な行為により本契約を締結したとき。
- 2 第1項の規定により、売渡人が売買物件を買い戻す場合には、売渡人の返還する本売買代金には、利息を付さない。
- 3 第1項の規定に基づく売買物件買戻しの期間は、本売買契約の締結日から10年を経過する日までとする。
- 4 売渡人が本条の規定に基づき売買物件の買戻しをした場合において、売買物件上に買受人が建築した建築物があるときには、買受人は買受人の費用と負担において当該建築物を撤去のうえ売買物件を更地にして売渡人に明け渡すものとする。
- 5 売渡人が本条の規定に基づき売買物件の買戻しをした場合において、買受人又は第三者に損害が生じても、売渡人は、その責任を負わない。

(公序良俗違反)

第16条 買受人は、この売買物件を次の公序良俗に反する用途に使用してはならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する暴力団その他反社会的団体がその活動などに類する用途
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する用途
- 2 買受人は、この土地の利用にあたり、関係法令を遵守しなければならない。
- 3 買受人は、この土地を譲渡する場合、前2項の義務を書面により譲受人に承継させなければならない。

(売買土地の譲渡禁止等)

第17条 買受人は、契約締結の日から10年間売買土地の所有権を第三者に移転、又は売買土地を第三者に貸し付けてはならない。ただし、売渡人の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に關し疑義があるときは、売渡人、買受人が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に關する一切の紛争については、神戸地方裁判所姫路支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

(売渡人) 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 ●● ●●

(買受人)

市議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

令和 年 月 日

(売渡人) 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 ●● ●●

(買受人)

●参考資料5 売却の流れ

一般競争入札による市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却の流れ

現地見学会

- 申し込み期間：令和8年1月16日（金）午後5時まで
 - 日時：令和8年1月27日（火）～令和8年1月29日（木）
午前10時～午後3時45分（午前11時45分～午後1時までを除く。）
- ※詳しくは募集要項7ページ参照

質問受付・回答

- 受付期間：令和8年1月29日（木）～令和8年2月24日（火）
 - 回答日：令和8年3月25日（水）
- ※詳しくは募集要項7ページ参照

入札参加申込み

- 申し込み期間：令和8年4月20日（月）
～令和8年5月15日（金）（土・日・祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時までを除く。）
 - 申し込み場所：加古川市管財課（市役所本館5階）
(加古川市加古川町北在家2000番地)
郵送による場合は令和8年5月15日（金）午後5時15分までの到着分を有効とします。
- ※詳しくは募集要項7～8ページ参照

審査結果通知

- 審査結果通知書の送付日：令和8年5月26日（火）
- ※詳しくは募集要項8ページ参照

入札保証金の納付

- 納付期間：令和8年5月26日（火）～令和8年6月30日（火）午後3時
審査結果通知書と一緒に納入通知書を送付いたしますので、
入札保証金120,850,000円を加古川市指定金融機関で納付してください。
- ※詳しくは募集要項9ページ参照

入札・開札

- 入札日時：令和8年6月30日（火）午後3時
 - 会場：加古川市役所 新館9階 191会議室
- ※詳しくは募集要項8～10ページ参照

●別添資料1

令和 年 月 日

加古川市長 宛

住 所

(所在地) _____

氏 名

〔法人名及び
代表者名〕 _____

質 問 書

件名 市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却

次のとおり質問がありますので、回答をお願いいたします。

No.	質問内容

※質問受付期間：令和8年1月29日（木）から令和8年2月24日（火）まで

※回答日：令和8年3月25日（水）

※必要事項を記入した上で、加古川市管財課へ e-mail (kanzai@city.kakogawa.lg.jp) の方法により提出してください。

※件名の冒頭に【市場跡地売却に係る質問】とご入力ください。

●別添資料2

市 有 地 売 却 申 込 書 (入札参加申込書)

令和 年 月 日

加古川市長 宛

申込者
[住 所] 〒
(所在地) _____
フリガナ
[氏 名]
[法人名及び 代表者名] _____ 印
[電話番号] _____

市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却に関し下記物件について、現況を確認し、市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却募集要項の記載内容すべて承知の上で別紙書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 申込物件名及び入札保証金

物 件 名	入 札 保 証 金
市有地（旧公設地方卸売市場跡地） 条件付売却	120,850,000 円

2 添付書類

- 住民票抄本又は登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- 加古川市市税確認承諾書（市外の方も必要です）
- 参加資格審査結果通知書返信用封筒（住所氏名を記載し、110円切手を貼付のこと）
- 代表者選任届（※共有名義で購入する場合のみ）

入札保証金の返金先口座

※落札に至らなかった場合、申込者の口座に保証金を返金します。

金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 種 別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

●別添資料3

令和 年 月 日

加古川市長 宛

加古川市市税確認承諾書

- 私（当社）は加古川市市税の納付状況の確認のため、以下のことを承諾します。
 - すべての加古川市市税（市県民税・森林環境税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 等）の納付又は納入状況を加古川市収税課が調査し、その調査結果を市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却事務の確認に利用するために加古川市管財課に提供すること。
- 上記1の承諾の有効期限は、令和9年3月31日（水）までとします。

【承諾者】

住 所 (所在地)	
ふりがな	
氏 名 (法人名及び代表者名)	
生年月日 (設立年月日)	年 月 日

収 税 課 使 用 欄	状況	備考	再申請時使用欄

●別添資料4

代表者選任届

代表者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め下記の権限を委任します。

記

市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却一般競争入札に關すること及びこれに付帶する一切の権限

令和 年 月 日

加古川市長 宛

共同買受人 住所 _____

氏名 _____ 印

●別添資料5

委 任 状

私は、_____を代理人と定めて下記の権限を委任いたします。

記

市有地（旧公設地方卸売市場跡地）条件付売却一般競争入札に關すること及びこれに付帶する一切の権限

令和 年 月 日

加古川市長 宛

申 請 人 住 所

(所在地) _____

氏 名

〔法人名及び
代表者名〕 _____ 印

代 理 人 住 所

氏 名

_____ 印

別添資料 6

誓 約 書

下記1の加古川市発注契約（以下「本契約」という。）の締結に当たり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、貴市が必要と認めた場合には、求めに応じ速やかに役員等名簿を提出するとともに、この誓約書の写し及び役員等名簿の情報を兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に提供すること、加古川警察署長に下記2(1)に関して意見照会すること並びに加古川警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は貴市関係組織又は公営企業等に提供することについて同意する。

記

1 契約名

土地売買契約

2 誓約事項

- (1) 買受人は、次のアからエまでに該当しないこと。
ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員
ウ 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）別表第2項に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
エ 要綱別表の第3項から第5項までに規定する事業者
- (2) 買受人が上記(1)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他の加古川市が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 買受人が本契約により取得した土地を譲渡する場合は、当誓約事項について書面により譲受人に承継させること。

令和　　年　　月　　日

加古川市長宛

（買受人）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕

電 話

電子メール

印

(参考 2 (1) 関係)

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号） 抜粋
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
(以下略)

加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱 抜粋
別表

2	暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
4	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
5	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3)前 2 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 抜粋
(定義)

第 2 条

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

（暴力的要要求行為の禁止）

第 9 条

2 1

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

(以下略)

●別添資料 7

現地見学会参加申込書

氏名（法人名及び代表者名）			
所在地			
担当者	氏名		
	所属部署・役職		
	Tel		
	e-mail		
参加希望日時	チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください（複数選択可）		
	令和8年 1月27日(火)	<input type="checkbox"/> 10:00～10:45	<input type="checkbox"/> 11:00～11:45
		<input type="checkbox"/> 13:00～13:45	<input type="checkbox"/> 14:00～14:45
		<input type="checkbox"/> 15:00～15:45	
令和8年 1月28日(水)	<input type="checkbox"/> 10:00～10:45	<input type="checkbox"/> 11:00～11:45	
	<input type="checkbox"/> 13:00～13:45	<input type="checkbox"/> 14:00～14:45	
	<input type="checkbox"/> 15:00～15:45		
令和8年 1月29日(木)	<input type="checkbox"/> 10:00～10:45	<input type="checkbox"/> 11:00～11:45	
	<input type="checkbox"/> 13:00～13:45	<input type="checkbox"/> 14:00～14:45	
	<input type="checkbox"/> 15:00～15:45		
現地見学 予定者 (3名まで)	1		
	2		
	3		

※申込期日：令和8年1月16日（金）午後5時まで

※必要事項を記入した上で、加古川市管財課へ e-mail (kanzai@city.kakogawa.lg.jp) の方法により提出してください。

※件名の冒頭に【市場跡地売却に係る現地見学会参加申込】とご入力ください。

※現地見学会時の質問には対応しませんのでご注意ください。

※実施日時は申込者に別途連絡します。

※希望日時が重複する場合は調整させていただきます。